

3. 治療について知る

3 治療について知る

(1) がん治療と療養の過程(ライフコース)



緩和ケア

病を抱える患者やその家族の身体や心などの様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるように支えていくケア。

寛解

治療の結果、検査上はがんが見つからなくなった状態。

非寛解

寛解が得られなかった状態。

経過観察

治療後の体調変化やがんの再発がないかを確認するために通院すること。

治癒

がんが治ること。

延命治療

がんの勢いを抑えつつ、がんとうまく付き合っていく治療。

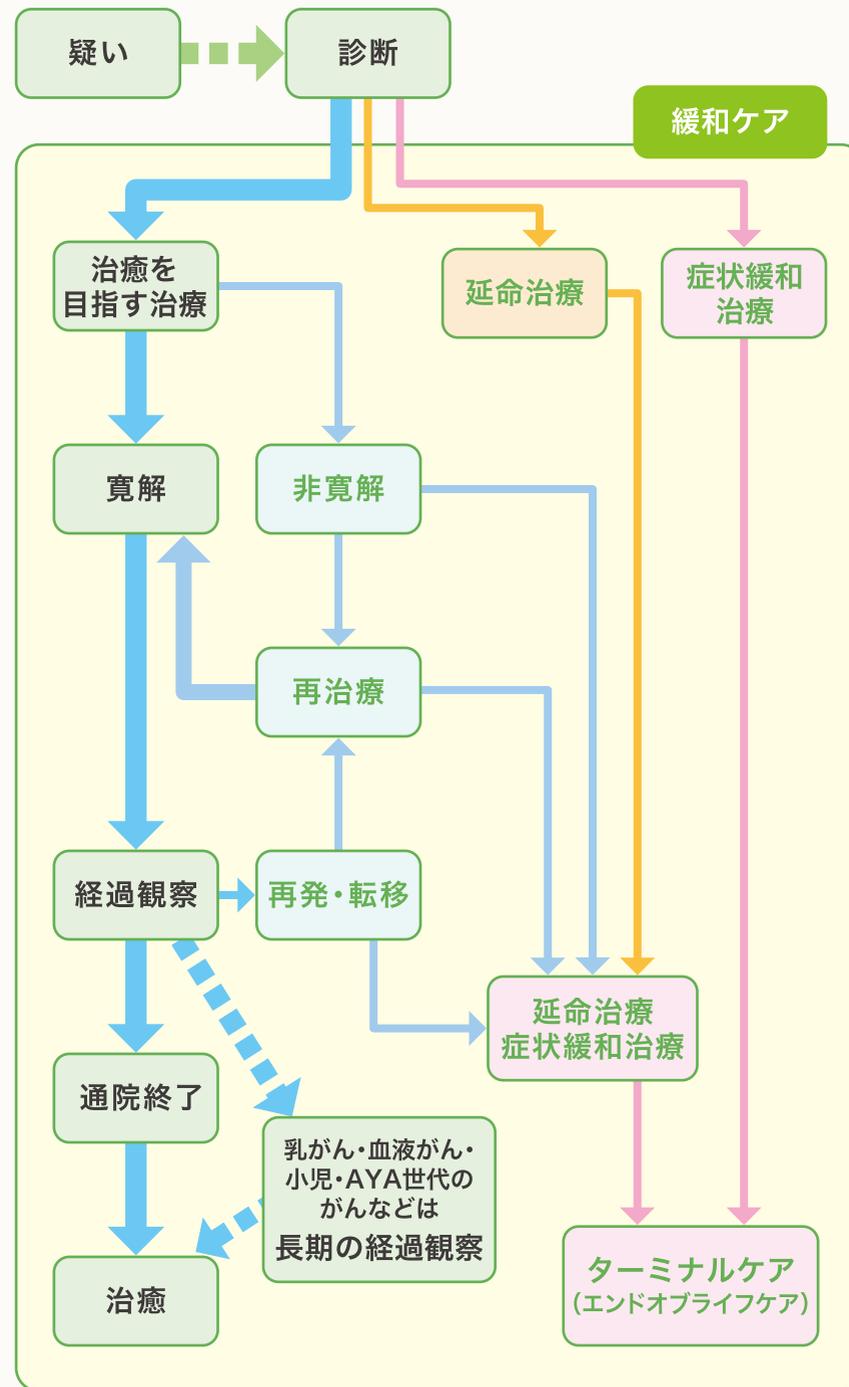
症状緩和治療

がんによる苦痛や不快感を和らげるための治療。

ターミナルケア(エンドオブライフケア)

人生の残りの時間を、最期まで自分らしく生きられるように、支援すること。

3 治療について知る



(2)ゲノム医療

がんゲノム医療は、主ながんの組織または血液を用いて多数の遺伝子を検査することにより、患者一人ひとりに最適な薬を選ぶ方法です。

以下の場合、保険診療で検査が可能です。

- ①標準治療がない固形がん（希少がんや原発不明がんなど）患者
- ②局所進行もしくは転移が認められ、標準治療が終了となった固形がん患者（終了が見込まれる者を含む）

県内では、琉球大学病院のみががんゲノム医療連携病院の指定を受け、がん遺伝子パネル検査を行っています。まずは担当医と相談してみましょう。

 国立がん研究センターのがんゲノム医療情報サービス
https://ganjoho.jp/public/dia_tre/treatment/genomic_medicine/gentest02.html

(3)妊娠の可能性を残す^{にんようせい}(妊孕性温存療法)

薬物療法や放射線治療、手術を受けた一部の患者さんでは、妊娠するために必要な臓器とその機能（＝妊孕性）がダメージを受けることが知られています。

そのような可能性のある治療をする場合は、事前に担当医から説明があります。

基本的には、がんの治療を優先しながら、将来妊娠する可能性を残す方法（＝妊孕性温存療法）を考えることとなりますが、そこにはさまざまな選択肢がありますので、よく担当医と相談して、どうするかを決めてください。

妊孕性温存療法を受けることを選択した場合は、担当医から琉球大学病院産婦人科「がんと生殖医療カウンセリング」外来へ紹介することになります。

沖縄県では現在、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を利用した、妊孕性温存療法および温存後生殖補助医療（妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等）にかかる費用の一部を助成する事業があります。

■妊孕性温存療法に対する助成

対象の治療と助成上限額は以下のとおりです。通算2回まで助成が受けられます。

①胚（受精卵）凍結	35万円
②未受精卵子凍結	20万円
③卵巣組織凍結	40万円
④精子凍結	2万5千円
⑤精子凍結（精巣内精子採取術）	35万円

■温存後生殖補助医療に対する助成

対象の治療と助成上限額は以下のとおりです。治療期間初日の妻の年齢により助成回数が異なります。（40歳未満：通算6回、40歳以上：通算3回）

①凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
②凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
③凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円
④凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円

 沖縄県がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業について
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kenkotyoju/kenko/ninyousei.html>